

関西大学第一高等学校・第一中学校

「総合補償制度」のご案内

(団体総合生活保険)



10%の割引!



充実した補償と相談サービス

総合補償制度はご卒業までの間、ご子女のケガや病気の補償に加えて、賠償事故や保護者の方が万が一の場合の学資費用や育英費用などを幅広く補償する制度となっております。

是非この機会にご加入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

お手続きはこちらから >

申込みはWEBで簡単3分!



補償の説明

こんな時は
おまかせください！

様々な危険からお子様をお守りします！

「急激かつ偶然な外来の事故」によるケガを
補償します！



通学中にケガ



自転車で転倒してケガ

病気に対する補償も
ご用意しています！



病気で2日以上入院

日常生活中の損害賠償責任を
補償します！



自転車で誤って
他人に衝突



借りたバッグが盗難

扶養者に万一のことが
あった場合に備えます！



扶養者が事故や病気で
亡くなった

ご加入者向けサービスのご案内

おからだや暮らしに関する
お悩みに無料でお応えします

詳しくはこちら



関西大学第一高等学校・第一中学校

2024年度

総合補償制度のご案内

総合補償制度は団体総合生活保険のペットネームです

重要なお知らせ

大阪府では自転車保険に加入しなければなりません。

平成28年7月から大阪府自転車条例により、**自転車利用者は保険加入が義務化**されました。

本補償制度は本義務化条例に対応した補償内容です。

学内外問わず
**24時間
補償！**



入通院の
**1日目から
補償！**



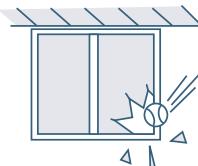
保険料が
割安になっています。
**団体割引
10%**

自転車での
**ケガや
賠償責任も補償！**



**賠償責任を
補償**

示談交渉
サービス付き



申込みはWEBで簡単3分！

WEB加入は**1/24(水)**から加入可能です。



申込締切 ▶ 2024年3月31日(日)

※郵便局でお申込みの場合の申込締切は3月29日(金)です。

※締切日以降も申込は可能ですが、補償開始日が変わります。詳しくはP.2をご参照下さい。

<総合補償制度の主な特長>

学内・学外を問わず、また海外における事故も対象とした補償内容となっております。

また、学校法人関西大学の団体契約なので**団体割引10%**が適用され、割安な保険料でご加入いただけます。

～こんなときにお役に立ちます～

①傷害補償

学内外問わず、ケガによる入通院を1日目から補償!

→学校内や通学途上はもちろん、クラブ活動中やレジャー、海外旅行中などの事故により生徒がケガをした場合に国内外を問わず補償します。

さらに、熱中症や細菌性食中毒およびウイルス性食中毒、法令で定める特定感染症を発病した場合も補償します。



例／自転車で転倒してケガをした。



例／学校でクラブ中にケガをした。

②病気入院補償

病気による入院を1日目から補償!

→生徒ご本人が病気により1日を超えて継続して入院した場合、1日目から入院医療保険金を補償します。また、手術または放射線治療を受けた場合もお支払いします。

※日帰り入院は補償の対象となりません。

③賠償責任補償

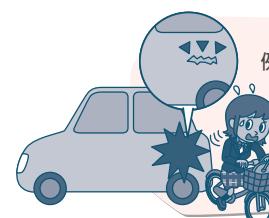
他人への賠償責任につき24時間安心補償

示談交渉
サービス付き
(国内のみ)*1

→生徒やそのご家族が他人にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったとき、国内で他人から借りた物や預かった物(受託品*2)を、国内外で壊したり盗まれたり等、法律上の賠償責任を負った場合に補償します。



例／スノボ中に他人にケガをさせてしまった。



例／停車中の車に自転車でぶつかり傷をつけた。
お支払保険金額例
200,000円

④育英費用補償・学業(学資)費用補償

扶養者に万一の場合の育英・学資費用を充実補償

→育英費用補償(一時金)：扶養者が、ケガで死亡または重度後遺障害が生じた場合にお支払いします。

学業(学資)費用補償：扶養者がケガや病気により死亡された場合、またはケガに伴い重度後遺障害が生じ扶養者に扶養されなくなった場合に授業料等の学資費用を補償します。



例／自動車の交通事故により扶養者が死亡した。(Aタイプの場合)

**お支払育英費用保険金額例
2,500,000円**

*A・Bタイプは、別に学資費用もお支払いします。

⑤天災危険補償

地震・噴火・津波によるケガも安心補償

→地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた生徒本人のケガを補償します。



例／地震により転倒した家具でケガをした。



例／津波により流れてきた家具でケガをした。

保険金額(補償内容)と保険料

団体割引: 10% 職種級別: A

補償内容(加入タイプ)	A(学資費用あり)	B(学資費用あり)	C(学資費用なし)
保険料(3年間分)一時払	59,540円	49,820円	39,550円
死亡・後遺障害	230万円	200万円	140万円
入院保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円
手術保険金 ^(注1)	入院保険金日額の 10倍 (入院中の手術)または 5倍 (入院中以外の手術)		
通院保険金日額	2,000円	2,000円	2,000円
熱中症補償	○	○	○
細菌性食中毒等補償	○	○	○
特定感染症危険補償	○	○	○
天災危険補償	○	○	○
入院医療保険金日額	3,000円	3,000円	3,000円
手術医療保険金 ^(注2)	入院医療保険金日額の 10倍 (入院中の手術または放射線治療)または 5倍 (入院中以外の手術)		
個人賠償責任 免責金額(自己負担額):0円	(国内・国外) 1億円 限度 (記録情報限度額500万円)	(国内・国外) 1億円 限度 (記録情報限度額500万円)	(国内・国外) 1億円 限度 (記録情報限度額500万円)
育英費用	一時金 250万円	一時金 100万円	一時金 100万円
学業費用	学資費用(傷害) 支払年度ごとに 90万円 限度	支払年度ごとに 50万円 限度	補償しません
	学資費用(疾病) 支払年度ごとに 90万円 限度	支払年度ごとに 50万円 限度	補償しません

(注1) 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(注2) 病気で手術^{*1}をしたときや放射線治療^{*2}を受けたときに、保険金をお支払いします。

*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等保険金のお支払いの対象外の手術やお支払回数に制限がある手術があります。

*2 血液照射を除きます。複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

※学資費用のお支払い対象期間は扶養者が扶養不能状態となった翌日から2027年4月1日までです。

※上記保険料は職種級別Aの方を対象としたものです。お子様がアルバイト等で継続的に以下の6業種(*)のいずれかに従事される場合、職種級別Bとなり保険料が異なりますので、取扱代理店にお問い合わせください。(ご加入後に該当することになった場合も、遅滞なくご連絡いただけますようお願いいたします。)

(*) 「自動車運転者」、「建設作業者」、「農林業作業者」、「漁業作業者」、「採鉱・採石作業者」、「木・竹・草・つる製品製造作業者」

保険料控除について

入院・手術医療保険金支払特約は介護医療保険料控除の対象となります。控除証明書は、10月中旬までに保険会社より、お送りいたします。

保険期間

**2024年4月1日前0時～
2027年4月1午後4時の3年間**

締切日以降もお申込みいただけますが、補償開始日が変わります。

<WEB手続きの場合>

●2024年4月1日以後にお手続きいただいた方はお手続きいただいた日の翌日以降の毎月1日からの補償開始となります。

<郵便振込の場合>

●2024年4月1日以後にお振込の方は振り込み日翌日からの補償開始となります。

●2024年4月30日以後にお振込の場合の保険料につきましては、取扱代理店までお問い合わせください。

※いずれの場合も、補償の終了は上記保険期間と同じです。

ご加入内容をご確認ください

ご加入いただく前に保険商品がご希望に合致した内容となっていることを再度ご確認ください。加入依頼書の記載事項等につきましては、重要事項説明書に添付の「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」にそってご確認いただき、記載漏れ・記載誤りがある場合、追記・訂正をお願いいたします。

<支払事例> 学校生活においてのさまざまな危険を補償

国内外を問わず学校生活をガードします。

下記支払事例は、弊社が作成した架空の事故例であり、過去に実際に発生したものではありません。

傷害補償

通学途中に
自動車にはねられ
ケガをした。

支払事例

入院（3,000円×7日）、
通院（2,000円×10日）、
手術（30,000円）



合計 71,000円

スノーボードを
していて転倒し
ケガをした。

支払事例

通院（2,000円×8日）



合計 16,000円

傷害補償

熱中症になって
救急車で病院に
運ばれた。

支払事例

通院（2,000円×1日）



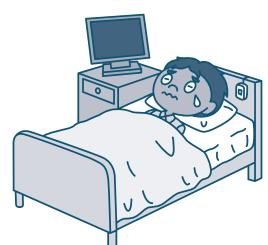
合計 2,000円

病気補償

盲腸となり
虫垂切除手術を
受けた。

支払事例

入院医療（3,000円×6日）、
手術医療（30,000円）



合計 48,000円

賠償責任補償

誤って自転車で
他人にぶつかり
大ケガを負わせた。

支払事例

治療費、休業補償、
慰謝料等

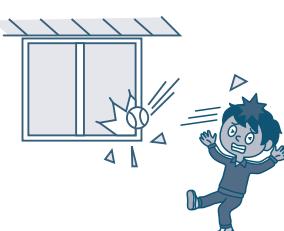


合計 3,660,000円

遊んでいて
誤って他人の家の
窓ガラスを割った。

支払事例

治療費、修理費



合計 150,000円

育英費用補償・学資費用（傷害） (全タイプ)

扶養者が
事故で亡くなった。

支払事例

育英費用保険金（2,500,000円）

学資費用はお亡くなりになられた以降、
学校に納めた学資を支払対象期間内において、
支払年度ごとに90万円を限度としてお支払いします。



※ A タイプの場合

学資費用（疾病） (A・B タイプのみ)

扶養者が病気で
亡くなった。

支払事例

以後、学校に納めた学資を
支払対象期間内において、
支払年度ごとに90万円を限度としてお支払いします。



※ A タイプの場合

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、後記「補償の概要等」をご確認ください。

お申込み方法

入学から卒業まで手続きは1回だけ! 卒業まで安心!

1 お申込み方法 【WEBで申込み】 お支払いはクレジットカードです。 (VISA/MASTER)

右記QRコードよりWebサイトにアクセスいただき、
ご希望のプランをご選択ください。

**クレジットカード登録が完了後、加入手続き完了
となります。**



WEB加入は1/24(水)から加入可能です。

※郵便振込で申込みされる場合は、同封の「払取扱票(加入依頼書)」にご記入の上、
最寄りのゆうちょ銀行又は郵便局にて保険料をお振り込みください。

2 お申込み締切日 お申込み締切りは **2024年3月31日(日)** です。

※郵便振込の場合は3月29日(金)

※お申し込み締切後にご加入される場合も、上記QRコードにてお手続きが
可能で。尚、お申し込み締切後にWebで加入された場合の保険始期日
は、お手続きいただいた日の翌日以降の毎月1日となります。
(例)申込日:4月3日の場合、保険始期日:5月1日となります。

3 加 入 資 格 関西大学第一高等学校・第一中学校の生徒に限ります。 転校等の事由により関西大学第一高等学校・第一中学校の生徒の資格を失われた 場合は、至急ご連絡ください。

4 加 入 者 票 4月下旬頃、加入者票をお送りいたします。 加入者票到着までは振替払込請求書兼受領証がその代わりとなりますので、大切に 保管ください。

**なお、加入者票到着以前でも、お申込み締切日までにお手続きされた方については
保険期間開始日より補償は開始されます。**

保険金請求のお手続

事故にあわれた場合、直ちに右記の報告内容のご連絡をお願いします。

なお、傷害補償の対象となる期間は、入院の場合は事故の日から
その日を含めて180日以内で1事故180日を限度とし、通院の場
合は事故の日からその日を含めて180日以内で1事故90日が限
度となります。

1日のみの通院でも補償されます。

報告内容

- ①事故日・時間
- ②事故の場所
- ③事故の状況
- ④治療を受けている医療機関名
- ⑤被害者名など

請求手続書類

- ①保険金請求書
- ②診断書または入院・通院報告書など

事故にあわれた場合…

スマートフォンからのご請求の場合

下のQR画像を読み取り、Web上の案内に
したがってお手続きください。

受付時間:6時~深夜2時



※加入者票に記載のQRコードからもご請求できます。

スマートフォン以外からのご請求の場合

1 同封の書類をご確認ください。

保険金請求書、診断書 等 詳細は裏面の「書類のご案内」をご確認ください。

2 「保険金のご請求に必要な書類」をお取り揃えください。

裏面の「書類のご案内」をご参照の上、今回の保険金のご請求に必要な書類をお取り揃えください。

3 お取り揃えいただいた書類を同封の返信用封筒に入れ、弊社担当者までご送付ください。

書類をご提出いただきました後のお手続きにつきましては同封の「傷害保険保険金請求手続きの
ご案内」のSTEP2以降をご確認ください。

弊社が取得する個人情報につきましては、上記の件における保険金のお支払いおよび各種商品・サービスの提供のためなどに利用させていただきます。

東京海上日動安心110番 (事故受付センター)

事故のご連絡・ご相談は全国どこからでも
「東京海上日動安心 110 番」へ



0120-720-110

受付時間：24時間365日

団体総合生活保険 補償の概要等

※ご加入いただくタイプによっては保険金のお支払対象とならない場合があります。ご加入のタイプの詳細については、「保険金額・保険料表」等をご確認ください。

保険期間:1年以内、1年超

【傷害補償(こども傷害補償)】

「急激かつ偶然な外来の事故」により、保険の対象となる方がケガ*1をした場合に保険金をお支払いします。

※「熱中症危険補償特約」がセッティングされているため、保険の対象となる方が熱中症(急激かつ外来の日射または熱射による身体の障害)になった場合にも、傷害補償基本特約の各保険金をお支払いします。

*1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒*2を含みます。なお、職業病、テニス肩のような急激性、偶然性、外来性のいずれかまたはすべてを欠くケースについては、保険金のお支払対象となりませんのでご注意ください。

*2 「細菌性食中毒等補償特約」が自動セッティングされます。

保険金のお支払対象となっていない身体に生じた障害の影響等によって、保険金を支払うべきケガの程度が重大となった場合は、東京海上日動は、その影響がなかったときに相当する金額をお支払いします。詳細は、《お問い合わせ先》までご連絡ください。

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
傷害補償基本特約	死亡保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合 ▶死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。 ※1 事故について既に支払われた後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額から既に支払われた金額を差し引いた額をお支払いします。	・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じたケガ ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガ(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガ ・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガ ・脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガ ・妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガ ・外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登攀、ハンググライダー搭乗等の危険な運動等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・オートバイ・自動車競争選手、自転車競争選手、猛獣取扱者、プロボクサー等の危険な職業に従事している間に生じた事故によって被ったケガ ・自動車等の乗用具を用いて競技、試運転、競技場でのフリー走行等を行っている間に生じた事故によって被ったケガ ・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの等
	後遺障害保険金 事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ▶後遺障害の程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。 ※1 事故について死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合 ▶入院保険金日額に入院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「入院した日数」は、1事故について180日を限度とします。 ※1 入院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても入院保険金は重複してお支払いできません。	
	手術保険金 治療を目的として、公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料の算定対象として列挙されている手術*1または先進医療*2に該当する所定の手術を受けられた場合 ▶入院保険金日額の10倍(入院中の手術)または5倍(入院中以外の手術)の額をお支払いします。ただし、1事故について事故の日からその日を含めて180日以内に受けた手術1回に限ります*3。 ※1 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。 ※2 「先進医療」とは、公的医療保険制度に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所等において行われるものに限ります。)をいいます(詳細については厚生労働省のホームページをご参照ください)。なお、療養を受けた日現在、公的医療保険制度の給付対象になっている療養は先進医療とはみなされません(保険期間中に対象となる先進医療は変動する可能性があります。) ※3 1事故に基づくケガに対して入院中と入院中以外の両方の手術を受けた場合には、入院保険金日額の10倍の額のみお支払いします。	
	通院保険金 医師等の治療を必要とし、事故の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶通院保険金日額に通院した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、事故の日からその日を含めて180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。また、お支払対象となる「通院した日数」は、1事故について90日を限度とします。 ※1 入院保険金と重複してお支払いできません。また、通院保険金が支払われる期間中、さらに別のケガをされても通院保険金は重複してお支払いできません。 ※通院しない場合であっても、医師等の治療により所定の部位にギブス等*1を常時装着した日数についても、「通院した日数」に含みます。 ※1 ギブス・キャスト、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、副子・シーネ・スプリント固定、創外固定器、PTBキャスト、PTBプレース、線副子等およびハローベストをいいます。	

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
特定感染症危険補償特約 ■特定感染症の発病によって以下のような状態となった場合 ■発病の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に入院(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)の規定による就業制限を含みます。)された場合 ■医師等の治療を必要とし、発病の日からその日を含めて180日以内に通院(往診を含みます。)された場合 ▶後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金の各保険金をお支払いします(なお、入院・通院保険金にはお支払限度日数があります。詳細は、傷害補償基本特約の各保険金をご確認ください。) ※特定感染症とは… 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)」第6条第2項から第4項までに規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した特定感染症 ・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって発病した特定感染症 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した特定感染症(その方が受け取るべき金額部分) ・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した特定感染症 ・傷害補償基本特約の規定により保険金をお支払いするケガに起因する特定感染症 ・保険期間の初日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症(更新契約の場合を除きます。)	等

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
育英費用補償特約 ■扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したるもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	扶養者*1が急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより損害が生じた場合 ▶育英費用保険金額の全額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。	・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じたケガによる扶養不能状態 ・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じたケガによる扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分) ・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の脳疾患、疾病または心神喪失によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者に対する外科的手術等の医療処置(保険金が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によって生じたケガによる扶養不能状態 ・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合
	扶養者*1が保険期間中に急激かつ偶然な外来の事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡または重度後遺障害が生じ、保険の対象となる方が扶養者に扶養されなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合 ▶支払対象期間中の支払年度ごとに学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。(重度後遺障害の例) ■両目が失明したもの ■咀しゃくおよび言語の機能を廃したもの ■神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの ※他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれることがあります。 ※保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。 ※1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。 ※2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学業費用支払終期までの期間をいいます。 ※3 以下の費用をいいます。 ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間中に毎年必要となる費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 ※4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。 ※5 制服代を含みます。	等

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
疾病による学業費用補償特約	<p>扶養者*1が、保険期間中に病気により死亡され、保険の対象となる方が扶養者に扶養できなくなったことにより、支払対象期間*2中に学資費用*3を負担した場合</p> <p>▶支払対象期間中の支払年度ごとに疾病学資費用保険金額を限度として、負担した学資費用の実額をお支払いします。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 加入依頼書等に「被保険者の扶養者」として記載された方をいいます。</p> <p>*2 扶養者が扶養不能状態となった日の翌日から、契約により取り決めた学資費用支払終期までの期間をいいます。</p> <p>*3 以下の費用をいいます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■授業料、教科書代、施設設備費、実験費、実習費、体育費、施設設備管理費等、学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する、在学期間に毎年必要な費用 ■学校*4の指示に基づいて学校*4に納付または業者から購入する教材費*5 <p>*4 学校教育法に基づく学校、児童福祉法に定める保育所、外国大学日本校等をいいます。</p> <p>*5 制服代を含みます。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって発病した病気による扶養不能状態*1</p> <p>・ご契約者、保険の対象となる方または扶養者の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって発病した病気による扶養不能状態(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・扶養者の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者が無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者の妊娠、出産、早産または流産によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって発病した病気による扶養不能状態</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないものによる扶養不能状態</p> <p>・学業費用補償特約により保険金をお支払いするかに起因する病気による扶養不能状態</p> <p>・扶養者が扶養不能状態になったときに保険の対象となる方を扶養していない場合</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始定期点で、既に被っている病気による扶養不能状態*2 等</p> <p>*1 該当した扶養者の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いすることがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始定期点で、既に被っている病気による扶養不能状態についても、初年度契約の保険始定期点から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に扶養不能状態になったときは、保険金のお支払対象となります。</p>

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
入院・手術医療保険金支払特約	<p>保険の対象となる方が病気によって医師等の治療を必要とし、かつ、保険期間中に開始した入院*1が1日を超えて継続した場合</p> <p>▶入院医療保険金額に入院*1した日数(実日数)を乗じた額をお支払いします。ただし、同一の病気(医学上重要な関係がある病気を含みます。)による入院*2について、60日を限度とします。</p> <p>*入院医療保険金が支払われる入院中、さらに別の病気をされても入院医療保険金は重複してお支払いできません。</p> <p>*1 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*2 退院後、その日を含めて180日を経過した日の翌日以降に再入院した場合は、再入院は前の入院と異なるものとみなします。</p>	<p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた病気*1</p> <p>・保険の対象となる方の故意または重大な過失によって生じた病気</p> <p>・保険金の受取人の故意または重大な過失によって生じた病気(その方が受け取るべき金額部分)</p> <p>・保険の対象となる方の闘争行為、自殺行為または犯罪行為によって生じた病気</p> <p>・無免許運転や酒気帯び運転をしている場合に生じた病気</p> <p>・麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、危険ドラッグ、シンナー等の使用によって生じた病気</p> <p>・アルコール依存および薬物依存</p> <p>・先天性疾患</p> <p>・むちうち症や腰痛等で、医学的他覚所見のないもの</p> <p>・この保険契約が継続されてきた最初の保険契約(初年度契約といいます。)の保険始定期点で、既に被っている病気*2 等</p>
	<p>保険の対象となる方が、病気の治療のため、保険期間中に公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表により手術料や放射線治療料の算定対象として列挙されている手術*1または放射線治療*2を受けられた場合</p> <p>▶以下の金額をお支払いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院*3中の手術: 入院医療保険金額の10倍 ・入院*3中以外の手術: 入院医療保険金額の5倍 ・放射線治療: 入院医療保険金額の10倍 <p>*1 傷の処置、切開術(皮膚、鼓膜)、抜歯等お支払いの対象外の手術があります。また、時期を同じくして*4 2種類以上の手術を受けた場合には、いずれか1種類の手術についてのみ保険金をお支払いします。</p> <p>*2 血液照射を除きます。放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回のお支払いを限度とします。</p> <p>*3 介護療養型医療施設または介護医療院における入院を除きます。</p> <p>*4 「時期を同じくして」とは、「手術室に入ってから出るまで」をいいます。</p>	<p>*1 該当した保険の対象となる方の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ない場合は、その程度に応じ、保険金の全額をお支払いすることや、その金額を削減してお支払いことがあります。</p> <p>*2 初年度契約の保険始定期点で、既に被っている病気についても、初年度契約の保険始定期点から1年(保険期間が1年を超えるご契約の場合は、2年となります。)を経過した後に保険金支払事由に該当したときは、保険金のお支払対象となります。</p>

【賠償責任に関する補償】

保険金をお支払いする主な場合		保険金をお支払いしない主な場合
個人賠償責任補償特約十個人賠償責任補償特約の一部変更に関する特約	<p>国内外において以下のような事由により、保険の対象となる方が法律上の損害賠償責任を負う場合</p> <p>■日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物(情報機器等に記録された情報を含みます。)を壊した場合</p> <p>■保険の対象となる方が居住に使用する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故により、他人にケガ等をさせたり他人の財物を壊した場合</p> <p>■電車等*1を運行不能にさせた場合</p> <p>■国内で受託した財物(受託品)*2を壊したり盗まれた場合</p> <p>▶1事故について保険金額*3を限度に保険金をお支払いします。</p> <p>*国内での事故(訴訟が国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行います。</p> <p>*東京海上日動との直接折衝について相手方の同意が得られない場合や保険の対象となる方に損害賠償責任がない場合等には、相手方との示談交渉はできませんのでご注意ください。</p> <p>*他の保険契約または共済契約から保険金または共済金が支払われた場合には、保険金が差し引かれことがあります。</p> <p>*記載している保険金以外に事故時に発生する様々な費用について保険金をお支払いする場合があります。</p> <p>*保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。ご加入にあたっては補償内容を十分ご確認ください。</p> <p>*1 汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p> <p>*2 以下のものは受託品には含まれません。</p> <p>自動車、原動機付自転車、自転車、船舶、サーフボード、ラジコン模型、携帯電話、スマートフォン、モバイルWi-Fiルーター、コンタクトレンズ、眼鏡、手形その他の有価証券、クレジットカード、設計書、帳簿、動物や植物等の生物、乗車券、航空券、通貨、貴金属、宝石、美術品</p> <p>*3 情報機器等に記録された情報の損壊に起因する損害賠償責任については、500万円が支払限度額となります。</p>	<p>・ご契約者または保険の対象となる方等の故意によって生じた損害</p> <p>・地震・噴火またはこれらによる津波によって生じた損害</p> <p>・職務(アーバイトおよびインターナーシップを除きます。)の遂行に直接起因する損害賠償責任(仕事上の損害賠償責任*1)によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方およびその同居の親族に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・第三者との間の特別な約定により加重された損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・保険の対象となる方が所有、使用または管理する財物*2の損壊について、その財物について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・心神喪失に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・航空機、船舶、車両*3または銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>・以下のような事由により、その受託品について正当な権利を有する者に対する損害賠償責任によって保険の対象となる方が被る損害</p> <p>■保険の対象となる方の自殺行為、犯罪行為または闘争行為</p> <p>■差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使</p> <p>■受託品が通常有する性質や性能を欠いていること</p> <p>■自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い</p> <p>■受託品が有する機能の喪失または低下を伴わないすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、単なる外観上の損傷や汚損</p> <p>■受託品に対する加工や修理・点検等の作業上の過失または技術の拙劣に起因する損害</p> <p>■受託品の電気的または機械的の事故</p> <p>■受託品の置き忘れまたは紛失*4</p> <p>■詐欺または横領</p> <p>■風、雨、雪、雹(ひょう)、砂塵(さじん)等の吹き込みや浸み込みまたは漏入</p> <p>■受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊</p> <p>*1 保険の対象となる方がゴルフの競技または指導を職業としている方以外の場合、ゴルフの練習、競技または指導*5中に生じた事故による損害賠償責任は除きます。</p> <p>*2 受託品、ホテルまたは旅館等の宿泊が可能な施設および施設内の動産、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。</p> <p>*3 自転車やゴルフ場敷地内におけるゴルフカードを除きます。</p> <p>*4 置き忘れまたは紛失後の盗難を含みます。</p> <p>*5 ゴルフの練習、競技または指導に付随してゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。</p>

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したものですが、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。ご不明な点等がある場合には、パンフレット等記載のお問い合わせ先までご連絡ください。

サービスのご案内

「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ! 東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

メディカルアシスト 自動セット

受付時間 *1
24時間365日

0120-708-110

お電話にて各種医療に関するご相談に応じます。

また、夜間の救急医療機関や最寄りの医療機関をご案内します。



緊急医療相談

常駐の救急科の専門医および看護師が、緊急医療相談に24時間お電話で対応します。

医療機関案内

夜間・休日の受付を行っている救急病院や、旅先での最寄りの医療機関等をご案内します。

予約制専門医相談

様々な診療分野の専門医が、輪番予約制で専門的な医療・健康電話相談をお受けします。

がん専用相談窓口

がんに関する様々なお悩みに、経験豊富な医師とメディカルソーシャルワーカーがお答えします。

転院・患者移送手配 *2

転院されるとき、民間救急車や航空機特殊搭乗手続き等、一連の手配の一切を承ります。

*2 実際の転院移送費用は、お客様にご負担いただきます。

介護アシスト 自動セット

受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く
・電話 介護相談 : 9:00~17:00
・各種サービス優待紹介 : 9:00~17:00

0120-428-834

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお応えします。認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム」をご利用いただくことも可能です。

*1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
*2 本サービスは、サービス対象者（「ご注意ください」をご参照ください。）に限りご利用いただけます。
*3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。



インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。
[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介 *2

「家事代行」「食事宅配」「リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「パリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。^{*3}
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

デイリーサポート 自動セット

法律・税務・社会保険に関するお電話でのご相談や毎日の暮らしに役立つ情報をご提供します。

受付時間: いずれも土日祝日、年末年始を除く
・法律相談 : 10:00~18:00
・社会保険に関する相談 : 10:00~18:00
・税務相談 : 14:00~16:00
・暮らしの情報提供 : 10:00~16:00

0120-285-110

法律・税務相談

提携の弁護士等が身の回りの法律や税金に関するご相談に電話でわかりやすくお応えします。また、ホームページを通じて、法律・税務に関するご相談を24時間電子メールで受け付け、弁護士等の専門家が電子メールでご回答します。
[ホームページアドレス] www.tokiomarine-nichido.co.jp/contractor/service/consul/input.html
※弁護士等のスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。

社会保険に関する相談

公的年金等の社会保険について提携の社会保険労務士がわかりやすく電話でご説明します。
※社会保険労務士とのスケジュールとの関係でご回答までに数日かかる場合があります。



暮らしの情報提供

グルメ・レジャー情報・冠婚葬祭に関する情報・各種スクール情報等、暮らしに役立つ様々な情報を電話でご提供します。

- ご注意ください
（各サービス共通）
- ご相談のご利用は、保険期間中にご相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限ります。
 - ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方（法人は除きます。）、またはそれらの方の配偶者^{*1}、ご親族^{*2}の方（以下サービス対象者といいます。）のうち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象（事業活動等を除きます。）とし、サービス対象者からの直接の相談に限ります。
 - 一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
 - 各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
 - ご相談の電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
 - メディカルアシスト、介護アシストの電話相談は医療行為を行なうものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
 - *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。
a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合には、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます）。b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。
 - *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）

保険の対象となる方

保険の対象となる方は、それぞれの基本補償について、本人型、家族型のいずれかになります。

	こども傷害補償 (本人型)	個人賠償責任 (家族型)
ご本人 * 1	○	○
ご本人 * 1 の配偶者 * 2	—	○
ご本人 * 1 もしくは親権者またはご本人 * 1 の配偶者の同居のご親族 * 3	—	○
ご本人 * 1 もしくは親権者またはご本人 * 1 の配偶者の別居の未婚 * 4 のお子様	—	○

※保険の対象となる方の統柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

※個人賠償責任において、ご本人 * 1 の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者も保険の対象となる方に含みます（代理監督義務者については、ご本人 * 1 に関する事故に限りません。）また、ご本人 * 1 以外の左表の保険の対象となる方が責任無能力者である場合は、責任無能力者の親権者、その他の法定の監督義務者および代理監督義務者（責任無能力者の配偶者または親類に限ります。）も保険の対象となる方に含みます（責任無能力者に関する事故に限りります。）

*1 関西大学第一高等学校・第一中学校に在籍する学生・生徒の方（入学手続きを終えた方を含みます）で、加入依頼書等に「保険の対象となる方（被保険者）ご本人」として記載された方をいいます。

*2 配偶者：法律上の配偶者のほか、①婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および②戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方を含みます。ただし、①および②については、以下の要件をすべて満たすことが書面等により確認できる場合に限ります。婚約とは異なります。

a. 婚姻意思を有すること（戸籍上の性別が同一の場合には、夫婦同様の関係を将来にわたり継続する意思をいいます）。b. 同居により夫婦同様の共同生活を送っていること。

*3 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。（配偶者を含みません。）

*4 これまでに婚姻歴がないことをいいます。



育英費用、学業費用については、あらかじめ扶養者を指定し、扶養者のお名前を加入依頼書等の「被保険者の扶養者」欄に記入してください。
原則として、扶養者として指定できるのは、保険の対象となる方の親権者であり（保険の対象となる方が成年に達した場合はこの限りではありません。）、かつ、保険の対象となる方の生活費および学業費用の全部または一部を継続的に負担して、保険の対象となる方の生計を主に支えている方とします。

この保険は学校法人関西大学を契約者とし、団体の構成員等を保険の対象となる方とする団体契約です。

保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は原則として学校法人関西大学が有します。

代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・契約の管理業務等の代理業務を行っております。
したがいまして、代理店と有効に成立したご契約については、弊社と直接締結されたものとなります。

このパンフレットは団体総合生活保険の概要をご紹介したもので、ご加入にあたっては、必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。なお、約款はご契約者である団体の代表者にお渡しする予定です。必要に応じ団体までご請求ください。また、パンフレットには、ご契約上の大切なことが記載されていますので、ご一読の上、加入者票とともに保険期間の終了時まで保管してご利用ください。ご不明な点等がある場合には、代理店までお問い合わせください。

本制度のお問い合わせ窓口

●取扱代理店

関大パンセ 学校法人関西大学100%出資 (HP: <http://kandai-pensee.co.jp>)

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 関西大学誠之館2号館1階

お問い合わせ

TEL. (06) 4980-6167

受付時間: 平日(月～金)午前9時～午後5時

*土・日・祝日及び次の期間は休業となります。

夏季休業期間 8月11日～20日 冬季休業期間 12月26日～1月6日

●引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社 担当課: 関西法人営業部 大阪公務金融室

〒541-0043 大阪市中央区高麗橋3-5-12 TEL.(06)6203-0518

●団体窓口

学校法人関西大学総務局総務課

〒564-8680 吹田市山手町3-3-35 TEL.(06)6368-0295(ダイヤルイン)

申込締切

3月31日(日)

ご加入手続きについて

下記払込取扱票が『加入依頼書』となっています。

記入方法をご確認いただき、必要事項をご記入のうえ、それぞれの加入タイプの保険料を添えて、お近くのゆうちょ銀行または郵便局からお振込みください。

*パンフレット記載のご加入タイプは職種級別Aに該当する方(継続的に職業に従事していない生徒等)用です。

以下に該当する職業に継続的に従事している方は職種級別Bとなり保険料と加入依頼書が異なります。必ずお問い合わせ先までご連絡ください。
「自動車運転者」「建設作業者」「農林業作業者」「漁業作業者」「採鉱・採石作業者」「木・竹・草・つる製品製作作業者」(以上6種)



★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することができます。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

ご記入方法

※大きくはっきりとご記入ください。

※裏面「補償の重複に関するご注意」を必ずご確認ください。

00 大阪		払込取扱票										
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。	口座記号番号		金額									
	00980	7	235	727	5	60	250					
加入者名	株式会社 関大パンセ				料金		備考					
	郵便番号(括弧内)(漢字)	1 564 - 8680	電話番号1	06 - 6368 - 1121	電話番号2	090 - 0000 - 0000						
ご依頼人・保護者※	住所(括弧内)(漢字) 吹田市山手町3-3-35				氏名(漢字)		生徒との続柄(コード)		加入タイプ			
(フリガナ)	カンダイ タロウ	扶養者③	403	5	A							
被保険者(生徒)※	被保険者(生徒)⑦ 関大 花子				性別 015 学校 (カタカナ) 「カンダイ」 (イチコウ) ★生年月日 平成23年5月1日		原票種類 Y001		☆公的医療保険制度(コード)			
通信用欄	(フリガナ) カンダイ ハナコ (男) 1 1 → ★ ○○保険会社・家族傷害保険、 生徒が継続的に従事している職業・職務 ① ② ☆ 年〇月〇日満期、100万円											
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 第46276号)	これより下部には何も記入しないでください。											
切り取らないでお出しください。												

(ここから切り離してゆうちょ銀行または郵便局へお出しください)

00 大阪		払込取扱票										
各票の※印欄は、ご依頼人様においてご記入ください。	口座記号番号		金額									
	00980	7	235	727	5	60	250					
加入者名	株式会社 関大パンセ				料金		備考					
	郵便番号	-	電話番号1	-	電話番号2	-	-					
ご依頼人・保護者※	住所(括弧内)(漢字)				氏名(漢字)		生徒との続柄(コード)		加入タイプ			
(フリガナ)	カンダイ タロウ	扶養者	403	5	A							
被保険者(生徒)※	被保険者(生徒)⑦ 関大 花子				性別 015 学校 (カタカナ) 「カンダイ」 (イチコウ) ★生年月日 平成23年5月1日		原票種類 Y001		☆公的医療保険制度(コード)			
通信用欄	(フリガナ) カンダイ ハナコ (男) 1 1 → ★ ○○保険会社・家族傷害保険、 生徒が継続的に従事している職業・職務 ① ② ☆ 年〇月〇日満期、100万円											
ご依頼人欄に、おところ・おなまえをご記入ください。(承認番号 第46276号)	これより下部には何も記入しないでください。											
切り取らないでお出しください。												

振替払込請求書兼受領証

口座記号番号	00980-7									
	235727									
加入者名	株式会社 関大パンセ									
	千 百 十 万 千 百 十 円									
金額										
	※ おなまえ									
ご依頼人	様									
	(消費税込み) 日 附 印 円									
料金										
	備考									

この受領証は、大切に保管してください。

ご加入時の同意内容について

私と被保険者(※)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。 * 保険の対象となる方をいいます。

①私または被保険者欄記載の者が契約者である企業または団体の構成員であること

③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容

②重要事項説明書の内容

④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することができます。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。

(ご注意)

- ・この用紙は、機械で処理しますので、金額を記入する際は、枠内にはっきりと記入してください。また、本票を汚したり、折り曲げたりしないでください。
- ・この用紙は、ゆうちょ銀行又は郵便局の払込機能付きATMでもご利用いただけます。
- ・この払込書を、ゆうちょ銀行又は郵便局の渉外員にお預けになるときは、引換えに預り証を必ずお受け取りください。
- ・払込みの際、法令等に基づき、運転免許証等、顔写真付きの公的証明書類のご提示をお願いする場合があります。
- ・この用紙による払込料金は、ご依頼人にお支払いいただきます。なお、お支払い方法により払込料金が異なります。あらかじめ了承ください。
- ・ご依頼人様からご提出いただきました払込書に記載されたおところ、おなまえ等は、加入者様に通知されます。
- ・この受領証は、払込みの証拠となるものですから大切に保管してください。
- ・なお、備考欄に「口座払」の印字をしたものは、通常貯金口座から指定口座への払込みが行われたものです。

収入印紙
課税相当額以上
貼付

印

ご加入時の同意内容について

私と被保険者(※)全員は、以下の事項について確認・同意のうえ、加入を依頼します。 * 保険の対象となる方をいいます。

①私または被保険者欄記載の者が契約者である企業または団体の構成員であること ③重要事項説明書添付の「ご加入内容確認事項」の内容
②重要事項説明書の内容 ④下記の「個人情報の取扱いに関するご案内」の内容

★または☆が付された事項は、ご加入に関する重要な事項(告知事項)です。これらの表示が事実と異なる場合やこれらに事実を記載しない場合は、ご加入を解除することができます。また、☆が付された事項に内容の変更が生じた場合には、遅滞なく東京海上日動にご連絡ください。ご連絡がない場合はお支払いする保険金が削減されることがありますのでご注意ください。

個人情報の取扱いに関するご案内

保険契約者である企業または団体は引受保険会社に本契約に関する個人情報を提供いたします。引受保険会社および引受保険会社のグループ各社は、本契約に関する個人情報を、保険引受の判断、本契約の管理・履行、付帯サービスの提供、他の保険・金融商品等の各種商品・サービスの案内・提供、アンケート等を行うために利用する他、下記①から⑥の利用・提供を行うことがあります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)の利用目的は、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定されています。

- ①本契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先、金融機関等に対して提供すること
- ②契約締結、保険金支払い等の判断をするうえでの参考とするために、他の保険会社、一般社団法人日本損害保険協会等と共同して利用すること
- ③引受保険会社と引受保険会社のグループ各社または引受保険会社の提携先企業等との間で商品・サービス等の提供・案内のために、共同して利用すること
- ④再保険契約の締結、更新・管理、再保険金支払等に利用するために、国内外の再保険引受会社等に提供すること
- ⑤質権、抵当権等の担保権における担保権の設定等に係る事務手続きや担保権の管理・行使のために、その担保権者に提供すること
- ⑥更新契約に係る保険引受の判断等、契約の安定的な運用を図るために、保険の対象となる方の保険金請求情報等(過去の情報を含みます。)をご契約者およびご加入者に対して提供すること

詳しくは、東京海上日動火災保険株式会社のホームページ(www.tokiomarine-nichido.co.jp)および他の引受保険会社のホームページをご参照ください。

補償の重複に関するご注意

個人賠償責任補償特約等をご契約される場合で、保険の対象となる方またはそのご家族が、補償内容が同様の保険契約を他にご契約されているときには、補償が重複することがあります。